

病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方(案)

1. 医療機関が報告する医療機能

◎ 各医療機関(有床診療所を含む。)は病棟単位で(※)、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方向」を、都道府県に報告する。

※ 医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告は病棟単位を基本とする」とされている(「一般病床の機能分化の推進についての整理」(平成24年6月急性期医療に関する作業グループ))。

◎ 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

医療機能の名称	医療機能の内容
急性期	○ 主として、急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、比較的診療密度の高い医療を提供する機能
亜急性期(仮称)	○ 主として、急性期を経過した患者、在宅・介護施設等からの患者であって症状の急性増悪した患者に対し、在宅復帰に向けた医療を提供する機能 ※亜急性期(仮称)の名称について → 別紙1
回復期リハビリテーション	○ 主として、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能。
地域多機能(仮称)	○ 一つの病棟で複数の医療機能を持ち、幅広く対応できる機能 ※地域多機能(仮称)の名称及び内容について → 別紙2
長期療養	○ 主として、長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 主として、長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

※ 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的内容に関する項目を報告することとする。

◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、病棟単位の医療の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことは困難であるため、報告制度導入当初は、医療機関が、上記の各医療機能の定性的な基準を参考に医療機能を選択し、都道府県に報告することとする。 ※判断基準について → 別紙3

2. 医療機能と併せて報告を求める事項

- ◎ 医療機関にとって極力追加的な負担が生じないよう、地域のビジョンを策定する上で必要な情報と、提供する医療の具体的内容を患者・住民・他の医療機関に明らかにする情報を報告事項として求める。

※具体的な報告事項(案)は別紙4

3. 病床機能情報の提供

- ◎ 都道府県は患者や住民に対し、医療機関から報告された情報を以下の形にわかりやすく加工し、公表する。
 - 地域の医療提供体制の現状に対する住民・患者の理解等に資する観点から、地域における医療機能の分布状況に関する情報を提供
 - 各医療機能ごとの内容、現状の病床数、医療機関(病棟)名
 - 住民・患者の医療機関の選択等に資する観点から、医療機能情報提供制度による情報と、病床機能報告制度による情報を一体的に提供
 - 各医療機関の病棟ごとの病床数、診療科目、保有する施設設備、看護職の配置状況、疾患・治療の内容、平均在院日数等

※イメージは別紙5